

教育委員会会議 定例会

令和8年3月13日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 50 号 山梨県教育委員会委任規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則
- 第 51 号 山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部を改正する規則
- 第 52 号 山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
- 第 53 号 小中学校長の人事異動について
- 第 54 号 県立学校長の人事異動について
- 第 55 号 山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
- 第 56 号 令和8年度 県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について
- 第 57 号 山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
- 第 58 号 山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則

2 報 告 事 項

- (10) 小中学校教頭の人事異動について
- (11) 県立学校教頭の人事異動について
- (12) 指導が不適切な教員について

3 その他報告

- (15) 「山梨県立学校業務量管理・健康確保措置実施計画」について
- (16) 「山梨県立夜間中学・学びの多様化学校設置基本計画」について
- (17) 令和7年度第3回いじめに関する実態調査について

議案第 50 号

山梨県教育委員会委任規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則

提案理由

公益信託ニ関スル法律の全部改正等に伴い、関係規則について所要の改正等を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

題 名	山梨県教育委員会委任規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則
趣 旨	公益信託ニ関スル法律の全部改正等に伴い、関係規則について所要の改正等を行う必要がある。
内 容	<p>1 規則改正等の背景等</p> <p>○ 昭和59年10月、公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託^{※1}であって教育委員会の所管に属するもの^{※2}に係る許可及び監督に関し必要な事項を定めるため、山梨県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を制定した。</p> <p>※1 公益信託：委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う制度</p> <p>※2 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令により都道府県の教育委員会が行うこととされた公益信託ニ関スル法律第2条から第9条までに規定する主務官庁の権限に属する事務</p> <p>○ 令和6年5月、公益信託ニ関スル法律の全部が改正され、これまで主務官庁である府省庁（都道府県にあっては、知事又は教育委員会）がそれぞれ所管し、その裁量により認可や監督を行っていた公益信託について、公益法人と同様に、内閣総理大臣（都道府県にあっては、知事）が統一の行政庁として認可等を行うこととなったため、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令が廃止された（令和8年4月1日施行）。</p> <p>○ このため、関係規則について所要の改正等を行う必要がある。</p> <p>2 規則改正等の内容</p> <p>(1) 山梨県教育委員会委任規則の一部改正（第1条関係） 教育委員会の権限に属する事務から公益信託に関するものを削除する。</p> <p>(2) 山梨県教育庁組織規則の一部改正（第2条関係） 総務課の所掌する事務から公益信託に関するものを削除する。</p> <p>(3) 山梨県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の廃止（第3条関係） 廃止する。</p>
施行期日	公益信託に関する法律の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会公委任規則新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(委任事項)</p> <p>第二条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。ただし、別に教育委員会規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四 十七 略</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第二条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。ただし、別に教育委員会規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四 公益信託に関すること。</p> <p>十五 十八 略</p>

山梨県教育庁組織規則新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>(総務課) 第五条 総務課においては、次の事務を所掌する。 一 二十二 略</p>	<p>(総務課) 第五条 総務課においては、次の事務を所掌する。 一 二十二 略 二十二 公益信託に関すること。 二十三 二十五 略</p>

議案第 51 号

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部を改正する規則

提案理由

へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地学校の指定について所要の改正を行う必要がある。

規則の概要

教育庁福利給与課

題名	山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部を改正する規則
趣旨	へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地学校の指定について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年2月、へき地教育振興法施行規則の一部が改正され、へき地手当学校及び準へき地手当が支給される学校の指定の見直しについて、「おおむね六年ごと」の文言が削除され、適時適切に見直すことができることとされた（公布の日から施行）。 ○ 山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則（以下「指定基準規則」という。）にも同様の規定がある。 ○ このため、手当が適切に支給されるよう、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>へき地学校等※1を指定する際に算定される合計点数※2の見直しについて、「おおむね六年ごと」の文言を「定期的」に改める。</p> <p>※1 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校。</p> <p>※2 へき地学校等の指定は、その学校のへき地性の程度を指定基準規則に基づき、学校から公共的施設等までの距離や生活・社会環境等のいくつかの項目を点数化し、その合計点数により、その学校の級地区分を決定。</p>
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則新旧対照表

新	旧
<p>(合計点数の見直し等) 第九条 当該学校について算定された合計点数は、定期的に見直すものとする。ただし、学校の新設、統合若しくは移転があつた場合又はへき地条件に著しい変更があつた場合には、その都度、当該学校について合計点数を算定し、又は見直すものとする。</p>	<p>(合計点数の見直し等) 第九条 当該学校について算定された合計点数は、おおむね六年以上に見直すものとする。ただし、学校の新設、統合若しくは移転があつた場合又はへき地条件に著しい変更があつた場合には、その都度、当該学校について合計点数を算定し、又は見直すものとする。</p>

議案第 52 号

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

提案理由

健康診断の検査項目の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。

訓令の概要

教育庁福利給与課

題 名	山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
趣 旨	健康診断の検査項目の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年12月、がん検診指針の一部が改正され、肺がん検診における喀痰検査の実施が不要とされた（令和8年4月1日適用） ○ このため、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 訓令改正の内容</p> <p>健康診断の検査項目を改める。</p>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会安全衛生管理規程新旧対照表

新

旧

2・3 略	略	肺がん検診	略	種別	検査項目	(健康診断) 第十二条 職員の健康診断は、職員として採用する場合（総括安全衛生管理者が健康診断を行う必要があると認める場合に限る。）及び毎年定期に一回以上次の表の上欄に定める種別に 応じ下欄に定める検査項目について実施するものとする。
		イ・ロ 略				
2・3 略	略	肺がん検診	略	種別	検査項目	(健康診断) 第十二条 職員の健康診断は、職員として採用する場合（総括安全衛生管理者が健康診断を行う必要があると認める場合に限る。）及び毎年定期に一回以上次の表の上欄に定める種別に 応じ下欄に定める検査項目について実施するものとする。
		イ・ロ 略 ハ 喀痰検査				

議案第 53 号

小中学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 54 号

県立学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 55 号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

提案理由

県立高等学校に係る修学支援制度の支援対象の整合化を図り、実情に即した支援を行い、その実効性を確保するため所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

告示の概要

教育庁高校教育課

題 名	山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
趣 旨	県立高等学校に係る修学支援制度の支援対象の整合化を図り、実情に即した支援を行い、その実効性を確保するため所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 告示改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、県立高等学校に係る修学支援制度として、奨学給付金制度等（※）による給付並びに授業料及び入学料減免（以下「減免」という。）を実施している。 <li style="padding-left: 20px;">※ 奨学給付金制度、入学準備サポート事業、一人一台端末購入事業 ○ 奨学給付金制度等においては、保護者等の収入を基準とし、住民税所得割非課税世帯を支給対象としている。 ○ 一方、減免では、世帯員全員の総所得金額を基準とし、生活保護法第六条に規定する被保護者の世帯又はこれに準ずる程度に困窮している世帯（以下「困窮世帯」という。）を減免対象としている。 ○ このため、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 告示改正の内容</p> <p>（1）減免の対象のうち困窮世帯の規定を次のように改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保護者等の所得が失業等により減少し、著しく生活困難と認められるとき ② 保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税であるとき。 <p>（2）上記②の場合に用いる申請様式として、削除されていた第3号様式を改め整備する。</p>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

「第三号様式」を次のように改める。

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

高等学校	課程	科第	学年(年次)
生徒住所			
氏名			㊟
保護者等住所			
氏名			㊟
保護者等住所			
氏名			㊟

減免申請書

次の理由により授業料・入学料の減免を受けたいので、関係書類を添え申請します。

理 由	
減免を申請する期間 (授業料の減免のみ)	年 月から 年 月まで

(注) 授業料・入学料のいずれかを○で囲むこと。

(注) 授業料・入学料ともに減免を申請するときは、それぞれ提出すること。添付資料で重複するものについては1部は写しで可。その場合、写しの余白に「正本は授業料減免申請書に添付」などと記載すること。

(注) 課税証明書を添付すること。

「第四号様式」を次のように改める。

第4号様式(第4条関係)

生徒氏名	意見書			学年(年次)
	高等学校	課程	科第 氏名	
学級担任の調査内容	(1) 家族の状況 (2) 生徒の状況 (3) 担任の意見 (4) みどり奨学生番号()			
減免諸会費の状況				
認学級担任印	氏名			㊟
意校長見の				
調査の結果上記のとおり相違ありません。 年 月 日 学校長 ㊟				

(注) 傷病・失業・転職等により前年の収入と変動が大きく、前年の収入を使用すると最近の状況が正しく反映されない場合は最近3ヶ月の平均収入×12として判定する。この場合は校長の意見欄に家計が急変している状況を記載し、最近の収入のわかる書類(給与明細書写し・雇用保険受給資格者証写し)等を添付しておくこと。

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程新旧対照表

新

旧

(減免の対象)

第二条 授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

一・二 略

三 保護者等の所得が失業等により減少し、著しく生活困難と認められるとき。

四 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であるとき。

五〇七 略

2 入学料の減免は、前項第一号から第四号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(減免の期間及び単位数)

第三条 授業料減免の期間は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる期間とする。

一 前条第一項第一号から第四号に掲げるとき 減免の申請を受理した日の属する月から当該減免を決定した日の属する年度の最終月までの期間

二 前条第一項第五号に掲げるとき 留学期間の初日の属する月の翌月(留学期間の初日が月の初日である場合は、当月)から終了した日の属する月の前月(終了した日が月の末日である場合は、当月)までの期間(当該留学期間の初日の属する年度の最終月までの期間に限る。)

三 前条第一項第六号に掲げるとき 受給権者である期間(当該年度に限る。)

(減免の対象)

第二条 授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

一・二 略

三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条に規定する被保護者の世帯又はこれに準ずる程度に困窮している世帯と認められるとき。

四〇六 略

2 入学料の減免は、前項第一号から第三号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(減免の期間及び単位数)

第三条 授業料減免の期間は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる期間とする。

一 前条第一項第一号から第三号に掲げるとき 減免の申請を受理した日の属する月から当該減免を決定した日の属する年度の最終月までの期間

二 前条第一項第四号に掲げるとき 留学期間の初日の属する月の翌月(留学期間の初日が月の初日である場合は、当月)から終了した日の属する月の前月(終了した日が月の末日である場合は、当月)までの期間(当該留学期間の初日の属する年度の最終月までの期間に限る。)

三 前条第一項第五号に掲げるとき 受給権者である期間(当該年度に限る。)

四 前条第一項第七号に掲げるとき 臨時支援金の支給を認定された算定対象期間（受給権者である期間を除く。）

2 前条第一項第六号に掲げる場合の授業料減免の単位数は同号イ又はロに規定する単位を超える部分、同項第七号に掲げる場合の授業料減免の単位数は十八単位を超える部分の単位数とする。ただし、山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領の規定により支給する学び直し支援金（この項において「学び直し支援金」という。）を受給することができるときは、減免する単位数から学び直し支援金が支給される単位数を控除する。

（申請手続）

第四条 授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる書類を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

一 略

二 第二条第一項第四号に掲げるとき 減免申請書（第三号様式）

三 第二条第一項第五号に掲げるとき 授業料減免申請書（第三号様式之二）

四 第二条第一項第六号及び第七号に掲げるとき 授業料減免申請書（第三号様式之三）

2 学校長は、前項による申請があつたときは、意見書（前項第一号にあつては第四号様式。前項第三号にあつては第四号様式之二）その他の書類を添付し、教育委員会に進達しなければならない。

四 前条第一項第六号に掲げるとき 臨時支援金の支給を認定された算定対象期間（受給権者である期間を除く。）

2 前条第一項第五号に掲げる場合の授業料減免の単位数は同号イ又はロに規定する単位を超える部分、同項第六号に掲げる場合の授業料減免の単位数は十八単位を超える部分の単位数とする。ただし、山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領の規定により支給する学び直し支援金（この項において「学び直し支援金」という。）を受給することができるときは、減免する単位数から学び直し支援金が支給される単位数を控除する。

（申請手続）

第四条 授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる書類を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

一 略

二 第二条第一項第四号に掲げるとき 授業料減免申請書（第三号様式之二）

三 第二条第一項第五号及び第六号に掲げるとき 授業料減免申請書（第三号様式之三）

2 学校長は、前項による申請があつたときは、意見書（前項第一号にあつては第四号様式。前項第二号にあつては第四号様式之二）その他の書類を添付し、教育委員会に進達しなければならない。

議案第 56 号

令和8年度 県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について

提案理由

4校の県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に当たり、山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第3項に基づき、設置を決定し、通知する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

※県立高校4校：

甲府東高校・甲府昭和高校・巨摩高校・山梨高校

件名	令和8年度 県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について
主旨	<p>山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第3項の規定により、4校の県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を決定する。</p> <p>※県立高校4校：甲府東・甲府昭和・巨摩・山梨</p>
概要	<p>○学校運営協議会では、学校運営に関する基本的な方針の承認、学校運営等に関する意見の申し出、学校運営等に関する評価を行う。</p> <p>＜協議会の設置に向けた各校の動き＞</p> <p>○学校の特色や教育目標などを踏まえ、地域との連携を強化することでさらに教育活動を充実させるため、各校が学校運営協議会を設置することを要望している。</p> <p>○令和8年度の学校運営協議会設置に向けて以下の準備を進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none">・「学校運営協議会の運営等に関する要綱」の作成・委員の人選（15名以内） <p>各校では、①地域の住民、②生徒の保護者、③学校の運営に資する活動を行う者、④校長、⑤教職員、⑥学識経験者、⑦関係行政機関の職員、⑧地域の産業界等の代表者、⑨その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>のうちから学校運営協議会委員を構成</p> <p>○令和8年2月、県教育委員会に学校運営協議会設置申請書を提出</p>
今後の予定	<p>令和8年3月 各校の学校運営協議会の設置</p> <p>令和8年4月～6月 令和8年度 第1回学校運営協議会開催（各校）</p> <ul style="list-style-type: none">・学校運営協議会設置通知書交付・委員委嘱及び任命

< 参照条文 >

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。 以下略

○山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抄）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、山梨県立学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。 以下略

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校の意見を聞くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該対象学校に対して通知するものとする。

○山梨県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱（抄）

第2条 山梨県教育委員会は、協議会規則第3条第2項に規定する意見を聞くときは、同項に規定する対象学校から学校運営協議会設置申請書（第1号様式）の提出を求めるものとする。 以下略

2 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、対象学校を決定し、当該対象学校に対し設置通知書（第2号）を交付する。

○山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育目標及び学校経営計画に関すること
- 二 教育課程の編成に関すること
- 三 その他対象学校の校長が必要と認めること

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。ただし、承認が得られない特別な事情がある場合は、対象学校の校長は承認を得ずに学校運営を行うことができる。

（学校運営等に関する意見の申し出）

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関し

て別に定める事項について、校長を経由し、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

4 教育委員会又は対象学校の校長は、第1項及び第2項の意見について配慮するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）の保護者等の理解を深めること

二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の委嘱)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命（以下「委嘱」と総称する。）する。ただし、第一号から第三号に掲げる者は、必ず協議会の委員に含めるものとする。

一 対象学校の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒等の保護者

三 対象学校の運営に資する活動を行う者

四 対象学校の校長

五 対象学校の教職員

六 学識経験者

七 関係行政機関の職員

八 対象学校の所在する地域の産業界等の代表者

九 その他教育委員会が適当と認める者

コミュニティ・スクールの設置について

〈経緯〉国の動き

- ▶ 教育再生実行会議 第6次提言（平成27年3月4日）
- ▶ 中央教育審議会答申（平成27年12月21日）



〈一部改正〉地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年4月施行）

- ◆ 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- ◆ 学校運営への必要な支援についても協議すること
- ◆ 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加 など

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

■ コミュニティ・スクールにするねらいは何ですか？

学校と地域が連携・協働し、当事者意識をもって子供たちの成長を支えていく学校づくりを進めていくことが、一番のねらいです。

コミュニティ・スクールのイメージ



コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

県としての対応

- ▶ R8年度までに100%（38校）の設置を目指す
- ▶ 県教育委員会規則の改定（R1年度）
 - ・ 学校管理規則
 - ・ 学校運営協議会の設置等に関する規則
- ▶ 学校運営委員会の設置状況

年度	設置状況
R2	身延高校
R3	白根高校、吉田高校
R4	ろう
R5	笛吹高校
R6	都留、韮崎、甲府第一、甲府南、日川、農林
R7	北杜、韮崎工業、甲府西、甲府工業、甲府城西、青洲、塩山、上野原、都留興譲館、富士北稜、富士河口湖、中央、ひばりが丘、(特別支援学校10校…盲、甲支、あけぼの、わかば&ふじかわ、やまびこ、富士見&旭、ふじざくら、かえで、桃花台、うぐいす)
R8	甲府東、甲府昭和、巨摩、山梨

議案第 57 号

山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

提案理由

保証人の要件の緩和を行い、より多くの県外からの志願者を募るため、所要の改正を行う必要がある。

規則の概要

教育庁 高校 教育 課
教育庁特別支援教育・児童生徒支援課

題 名	山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
趣 旨	保証人の要件の緩和を行い、より多くの県外からの志願者を募るため、所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者以外の保証人1名は、山梨県内において独立の生計を営む者でなければならないと規定されている。 ○ 令和7年度の公立高等学校入学者選抜から、全国募集を行っているが、県外の志願者から県内在住の保証人の設定が困難との申し出がある。 ○ 保証人の要件の緩和を行い、より多くの県外からの志願者を募るため、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 山梨県立高等学校学則の一部改正（第1条関係） 第20条第3項及び第3号様式の保証人の規定のうち、県内に限定する規定を削除する。</p> <p>(2) 山梨県立特別支援学校学則の一部改正（第2条関係） 第18条第2項及び第1号様式の保証人の規定のうち、県内に限定する規定を削除する。</p>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

第二条 山梨県立特別支援学校学則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「山梨県内において」を削り、同項ただし書を削る。

第一号様式（注）二中「山梨県内において」を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県立高等学校学則新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>第六章 入学、退学、転学、留学及び休学 第十五条～第十九条 略 第二十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保証人（保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項において同じ。）は、成年で 独立の生計を営む者 でなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>第六章 入学、退学、転学、留学及び休学 第十五条～十九条 略 第二十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保証人（保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項において同じ。）は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者 でなければならない。ただし、校長がやむを得ないと認める場 合は、山梨県内に居住していない者を保証人（保護者でない保 証人に限る。以下本項及び次項において同じ。）とすることができる。</p> <p>4 略</p>

誓約書

私は、在学中諸規則等を守り、生徒としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

氏名
住所

右の者の在学中、諸規則等を守らせる責務は、私ども連帯して引き受けます。

保証人氏名 印

(保護者等)住所

生徒との関係

保証人氏名 印

住所

保護者との関係

山梨県立 高等学校長 殿

(注) 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人

は保護者とする。

二 保護者でない保証人は、成年で
生計を営む者であること。 独立の

誓約書

私は、在学中諸規則等を守り、生徒としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

氏名
住所

右の者の在学中、諸規則等を守らせる責務は、私ども連帯して引き受けます。

保証人氏名 印

(保護者等)住所

生徒との関係

保証人氏名 印

住所

保護者との関係

山梨県立 高等学校長 殿

(注) 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人

は保護者とする。

二 保護者でない保証人は、成年で山梨県内において独立の
生計を営む者であること。

山梨県立特別支援学校学則新旧対照表（第二一条関係）

新

旧

（保証人に関する届出）

第十七条 略

第十八条 略

2 保証人（保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項において同じ。）は、成年で
独立の生計を営む者
でなければならない。

3 略

（保証人に関する届出）

第十七条 略

第十八条 略

2 保証人（保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項において同じ。）は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者
でなければならない。ただし、校長がやむを得ないと認める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人（保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項において同じ。）とすることができる。

3 略

誓 約 書

本人氏名

住所

右の者の在学中、諸規則等を守らせる責務は、私ども連帯して引き受け、
 幼児 生徒 としての本分を全うさせることを誓います。

年 月 日

保証人氏名
(保護者等)

住所

幼児 生徒との関係

保証人氏名

住所

保護者との関係

山梨県立 学校長殿

(注) 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者とする。こと。
 二 保護者でない保証人は、成年で、独立の生計を営む者であること。

誓 約 書

本人氏名

住所

右の者の在学中、諸規則等を守らせる責務は、私ども連帯して引き受け、
 幼児 生徒 としての本分を全うさせることを誓います。

年 月 日

保証人氏名
(保護者等)

住所

幼児 生徒との関係

保証人氏名

住所

保護者との関係

山梨県立 学校長殿

(注) 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者とする。こと。
 二 保護者でない保証人は、成年で、山梨県内において独立の生計を営む者であること。

議案第 58 号

山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則

提案理由

図書館利用における個人番号カードの利用に関する規定の整備のため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁社会教育課

題 名	山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則
趣 旨	図書館利用における個人番号カードの利用に関する規定の整備のため、所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年11月、図書に関するデータを一元的に管理する図書館情報システムが更新され、個人番号カードを図書館利用カードとして利用することが可能な仕組みとなった。 ○ 図書館運営規則には、個人番号カードの利用に関する規定がない。 ○ このため、山梨県立図書館運営規則の一部を改正する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人番号カードの利用に関する規定を定める。 (2) その他規定の整備を行う。
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）を図書館利用カードとして利用することができる。

2 前項の規定により個人番号カードを図書館利用カードとして利用するための手続に
関し必要な事項は、館長が定める。

第三号様式中

利用者番号

（住基カード番号）

（

を

利用者番号

第4号様式（第9条関係）

図書館利用カード

 **山梨県立
図書館** YAMANASHI
PREFECTURAL
LIBRARY

利用者氏名

利用者番号（バーコード）

裏面

- ・図書館のサービスを利用する時には、このカードが必要となります。
- ・住所、電話番号などの変更の際には、お知らせください。
- ・3年ごとに更新の手続きが必要です。

☆開館時間	閲覧エリア	平日	午前9時～午後8時
		祝日・土日	午前9時～午後7時
	交流エリア		午前9時～午後9時
☆休館日	閲覧エリア	月曜日、年末年始等	
	交流エリア	年末年始等	

山梨県立図書館（かいぶらり）

〒400-0024 山梨県甲府市北口2丁目8番1号
TEL 055-255-1040(代表) 255-1041(施設予約)
FAX 055-255-1042
URL <https://www.lib.pref.yamanashi.jp/>



山梨県立図書館運営規則新旧対照表

新

旧

第九条 略

第九条 略

(個人番号カードの利用)

第九条の二 前条第二項の規定により図書館利用カードの交付を受けた者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）を図書館利用カードとして利用することができる。

2 前項の規定により個人番号カードを図書館利用カードとして利用するための手続に関し必要な事項は、館長が定める。

第3号様式(第9条関係)

第3号様式(第9条関係)

図書館利用者登録申込書

図書館利用者登録申込書

山梨県立図書館長 殿 年 月 日

山梨県立図書館長 殿 年 月 日

図書館利用者登録及び利用カードの発行の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
なお、利用に際しては、貴館の諸規定を守り、係員の指示に従います。

図書館利用者登録及び利用カードの発行の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
なお、利用に際しては、貴館の諸規定を守り、係員の指示に従います。

利用者番号									
フリガナ名									
生年月日	年	月	日	性別	男・女				
住所	〒								
電話番号	自宅 携帯電話								
勤務先又は通学先	〒 電話番号								
その他の連絡先	電話番号								
フリガナ名	保護者氏名								

利用者番号 (住基カード番号)	()								
フリガナ名									
生年月日	年	月	日	性別	男・女				
住所	〒								
電話番号	自宅 携帯電話								
勤務先又は通学先	〒 電話番号								
その他の連絡先	電話番号								
フリガナ名	保護者氏名								

<記入・提出上の注意>

- 1 ホールペンドで申込年月日及び大枠内のみ記入してください。
 - 2 氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等をご提示してください。
 - 3 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
 - 4 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
 - 5 必要な場合は、その他の連絡先に下宿先又は帰省先を記入してください。
- ※「個人情報保護に関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

<記入・提出上の注意>

- 1 ホールペンドで申込年月日及び大枠内のみ記入してください。
 - 2 氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等をご提示してください。
 - 3 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
 - 4 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
 - 5 必要な場合は、その他の連絡先に下宿先又は帰省先を記入してください。
- ※「個人情報保護に関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

職員記入欄

身分・住所確認

身分・住所確認

①運転免許証	②個人番号カード	③身分証明書	④学生証	⑤その他
備考		証明種別	受付者	確認者

①運転免許証	②健康保険証	③身分証明書	④学生証	⑤その他
備考		証明種別	受付者	確認者

図書館利用カード



利用者氏名

利用者番号 (バーコード)

裏面

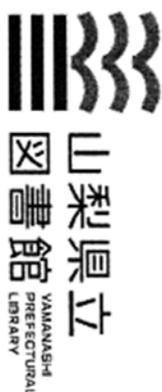
- ・図書館のサービスを利用する時には、このカードが必要となります。
- ・住所、電話番号などの変更の際には、お知らせください。
- ・3年ごとに更新の手続きが必要です。

☆開館時間	閲覧エリア	平日	午前9時～午後8時
		祝日・土日	午前9時～午後7時
☆休館日	交流エリア		午前9時～午後9時
	閲覧エリア	月曜日、年末年始等	
	交流エリア	年末年始等	

山梨県立図書館 (かいがらり)
 〒400-0024 山梨県甲府市北口2丁目8番1号
 TEL 055-255-1040(代表) 255-1041(施設予約)
 FAX 055-255-1042
 URL <https://www.lib.pref.yamanashi.jp/>



図書館利用カード



利用者氏名

利用者番号 (バーコード)

裏面

- ・図書館のサービスを利用する時には、このカードが必要となります。
- ・住所、電話番号などの変更の際には、お知らせください。

☆開館時間	閲覧エリア	平日	午前9時～午後8時
		祝日・土日	午前9時～午後7時
☆休館日	交流エリア		午前9時～午後9時
	閲覧エリア	月曜日、年末年始等	
	交流エリア	年末年始等	

山梨県立図書館 (かいがらり)
 〒400-0024 山梨県甲府市北口2丁目8番1号
 TEL 055-255-1040(代表) 255-1041(施設予約)
 FAX 055-255-1042
 URL <http://www.lib.pref.yamanashi.jp/>



図書館利用カード紛失・損傷・変更届

山梨県立図書館長 殿 年 月 日

氏名	
旧利用者番号	

1 紛失
2 損傷
3 内容変更
※いずれかに○

したので、次のとおり届け出ます。

新利用者番号									
フリガナ名									
生年月日	〒	年	月	日	性別	男・女			
住所									
電話番号	自宅	携帯電話							
勤務先又は通学先	〒 電話番号								
その他の連絡先	電話番号								
フリガナ名									
保護者氏名									
紛失・損傷理由									
紛失・損傷場所									紛失・損傷時期

<記入・提出上の注意>

- 変更の場合は、届出年月日及び変更箇所のみボールペンで記入し、変更した事項が確認できる証明書等を提示してください。
- 紛失又は損傷の場合は、届出年月日及び大枠内にボールペンで記入し、氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等を提示してください。
- 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
- 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
- 必要な場合は、その他の連絡先に「居先又は届着先を記入してください」。

※「個人情報保護に関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報保護は適切に取り扱います。

職員記入欄

身分・住所確認

①運転免許証	②個人番号カード	③身分証明書	④学生証	⑤その他
備考		証明種別	交付者	確認者

図書館利用カード紛失・損傷・変更届

山梨県立図書館長 殿 年 月 日

氏名	
旧利用者番号	

1 紛失
2 損傷
3 内容変更
※いずれかに○

したので、次のとおり届け出ます。

新利用者番号									
フリガナ名									
生年月日	〒	年	月	日	性別	男・女			
住所									
電話番号	自宅	携帯電話							
勤務先又は通学先	〒 電話番号								
その他の連絡先	電話番号								
フリガナ名									
保護者氏名									
紛失・損傷理由									
紛失・損傷場所									紛失・損傷時期

<記入・提出上の注意>

- 変更の場合は、届出年月日及び変更箇所のみボールペンで記入し、変更した事項が確認できる証明書等を提示してください。
- 紛失又は損傷の場合は、届出年月日及び大枠内にボールペンで記入し、氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等を提示してください。
- 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
- 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
- 必要な場合は、その他の連絡先に「居先又は届着先を記入してください」。

※「個人情報保護に関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報保護は適切に取り扱います。

職員記入欄

身分・住所確認

①運転免許証	②健康保険証	③身分証明書	④学生証	⑤その他
備考		証明種別	交付者	確認者

団体登録申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

団体登録の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
 なお、利用に際しては、貴館の諸規定を守り、係員の指示に従います。

利用者番号									
フリガナ名									
活動目的									
活動開始年	年	人数	名						
団体連絡先	電話番号								
フリガナ代表者氏名									
フリガナ担当者氏名									
担当者連絡先	〒								
	電話番号								

- <記入・提出上の注意>
- 1 ポールブックで申込年月日及び大枠内のみ記入してください。
 - 2 団体名及び団体連絡先等が確認できる書類等、担当者氏名及び担当者連絡先を確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 担当者連絡先が団体連絡先と同じ場合は、「団体連絡先と同じ」と記入してください。
- ※「個人情報保護の保護に関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報(本適切)に取り扱います。

職員記入欄

団体確認 ①規約 ②各種名簿 ③電話帳 ④その他
 身分・住所確認 ①運転免許証 ②個人番号カード ③身分証明書 ④学生証 ⑤利用カード ⑥その他

備考		団体確認	担当者確認	受付者	確認者
----	--	------	-------	-----	-----

団体登録申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

団体登録の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
 なお、利用に際しては、貴館の諸規定を守り、係員の指示に従います。

利用者番号									
フリガナ名									
活動目的									
活動開始年	年	人数	名						
団体連絡先	電話番号								
フリガナ代表者氏名									
フリガナ担当者氏名									
担当者連絡先	〒								
	電話番号								

- <記入・提出上の注意>
- 1 ポールブックで申込年月日及び大枠内のみ記入してください。
 - 2 団体名及び団体連絡先等が確認できる書類等、担当者氏名及び担当者連絡先を確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 担当者連絡先が団体連絡先と同じ場合は、「団体連絡先と同じ」と記入してください。
- ※「個人情報保護の保護に関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報(本適切)に取り扱います。

職員記入欄

団体確認 ①規約 ②各種名簿 ③電話帳 ④その他
 身分・住所確認 ①運転免許証 ②健康保険証 ③身分証明書 ④学生証 ⑤利用カード ⑥その他

備考		団体確認	担当者確認	受付者	確認者
----	--	------	-------	-----	-----

報告事項 10

小中学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

報告事項 1 1

県立学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

報告事項 1 2

指導が不適切な教員について

[別途資料配付]

<改正の趣旨>

『教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、～中略～等の措置を講ずる。』

業務量管理・健康確保措置実施計画

- ・教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画
- ▶ 策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付け
- ▶ 総合教育会議への報告を義務付け

策定に向け

本県では、令和7年3月に策定した「山梨県公立学校働き方改革取組方針」を改定し、「山梨県立学校業務量管理・健康確保措置実施計画」とする。

実施計画の目標

① 時間外在校等時間の縮減	▶ 時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロに ▶ 時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員をゼロに【新】 ▶ 平均の時間外在校等時間を月30時間に縮減	R8年度末まで R11年度末まで
② 子供と向き合う時間の確保	▶ 「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施の学校を100%に	R10年度末まで
③ 部活動における教員の負担軽減	▶ 平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動顧問の割合を100%に	R10年度末まで
④ 一人ひとりの主体的な取組の推進	▶ 自分事として働き方改革に取り組んでいる教職員の割合を100%に	R11年度末まで
⑤ 働きがいの向上	▶ 働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を100%に	R11年度末まで

取組期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

<< 県立学校の実効的な取組を推進する観点から取組内容の「具体と重点」を追加 >>

県立学校の取組内容についての具体と重点

県が主体となって進める取組内容

【学校閉庁日の設定】

- ▶ 連続した学校閉庁日の設定の目安を示すとともに、当該期間中のまとまった年次有給休暇の取得を促進

【教職員の健康サポート・教職員の健康管理の推進】

- ▶ 長時間勤務によるメンタル不調などを未然に防ぐため、時間外在校等時間が一定以上の教職員に対し、産業医等による面談・指導を受けやすい体制づくり 等

【民間ノウハウの活用・学校の自律自治】

- ▶ 学校訪問を中心とした指導主事による伴走支援

【学校部活動に関する総合的なガイドラインの遵守】

- ▶ 部活動ガイドラインにおける「適切な休養日等の設定」の実施に向けた指導・助言

※「県」8項目より一部抜粋

学校が主体となって進める取組内容

【勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底】

【PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施】

- ▶ 自校の時間外勤務時間の状況及び取組について、学校運営協議会で承認、PTA総会で説明または自校のホームページに掲載

- ▶ 定時退校日を年間20回以上実施し、年間予定表に位置づけ 等

【民間ノウハウの活用・学校の自律自治】

- ▶ 働き方ワークショップで職員から出された業務改善アイデアに基づく取組の実施

【一人ひとりの教職員による働き方の見直し・意識改革】

- ▶ 自己観察書に業務改善の具体策や数値を用いた目標の明記・評価

【学校部活動に関する総合的なガイドラインの遵守】

- ▶ 部活動ガイドラインにおける「適切な休養日等の設定」に則った休養日の設定

※「学校」6項目より一部抜粋

取組の具体を明記

<重点項目（変更なし）>

- (1)勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底
- (2)勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底
- (3)民間ノウハウの活用・学校の自律自治
- (4)校務の改善・効率化・明確化
- (5)部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減
- (6)PTA・地域・関係諸団体との連携

<文部科学省指針に沿って追加した取組内容>

- ・作品募集に係る学校の負担軽減について、募集团体への周知
- ・放課後・夜間の校外の見回りや、児童生徒が補導された際の警察での引き取りは、指導に関し緊急な措置を要する特別な場合を除き学校の対応としない 等

今後の
フォローアップ

- ◆ 教育職員の在校等時間の状況を把握し、県教育委員会のHPで公表、総合教育会議への報告
- ◆ 山梨県公立学校働き方改革推進委員会において、取組の状況を共有・検討
- ◆ 保護者・県民に学校の働き方改革への理解を促進



目標の達成状況の検証等を踏まえ、適宜、必要な取組の追加・変更・見直し

- 学齢期外の方を対象とした学び直しの場が乏しい
- 不登校児童生徒の増加

令和10年度 夜間中学・学びの多様化学校を開校

山梨県教育振興基本計画 基本理念
 「誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし」の実現を目指す

夜間中学

学齢期を過ぎた義務教育未修了者等に学びの機会を保障する学校

学びの多様化学校

不登校児童生徒(不登校傾向も含む)に配慮した特別な教育課程の学校

1 設置の必要性

【山梨県の現状（潜在的な対象者）】

▶【夜間中学】			
義務教育未就学者	885人	(R2国勢調査)	
最終卒業学校が小学校の者	6,742人	(")	
外国人住民	21,974人	(R7.12住基台帳)	
▶【学びの多様化学校】			
不登校児童生徒数	公立小学校	830人	
	公立中学校	1,425人	
	合計	2,255人	
		(R6年度文科省調査)	

【学びの機会の不足による課題】

- ・就労機会の制約
- ・社会的自立の困難さ
- ・社会的孤立

【県の方針】

「誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし」の実現
 ➔ 夜間中学・学びの多様化学校の在り方について検討

【有識者からの意見】

- [山梨県夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議]
- ・夜間中学、学びの多様化学校の設置が必要
 - ・県が主体となって取り組むことが肝要

【県が設置主体になることのメリット】

- ・学びの場を必要とする多くのニーズに応えることが可能
- ・県内全域からの生徒の受け入れ可能

2 基本理念【目指す学校像】

- (1) 年代、性別、国籍、取り巻く環境にかかわらず、学びたいと願うすべての人に対して、いつでも学びの扉が開かれている学校
- (2) その人らしさが尊重され、一人ひとりが大切にされる学校
- (3) わかる・できる・楽しいという学び、体験活動、人とのかかわりを通して、一人ひとりの“やってみよう”という気持ちが育まれる学校

4 学校の基本的な枠組

(1) 設置主体	県
(2) 設置形態	夜間中学に学びの多様化学校を併設
(3) 開校時期	令和10年度
(4) 設置場所	山梨県立中央高等学校内
(5) 対象生徒	【夜間中学】 山梨県内在住または在勤の学齢期を過ぎた方で、義務教育未修了者または、義務教育を十分に受けていない者 ※国籍不問 【学びの多様化学校】 山梨県内在住または県内中学校に在籍する中学生（次年度県内中学校入学予定の小学校6年生を含む）で、不登校または不登校傾向の児童生徒 ※国籍不問
(6) 学校体制（生徒数）	当面の間、次を基本とする ・各学年の生徒数は15名 ・夜間中学・学びの多様化学校それぞれの上限は45名 ・学校全体では90名

(7) 教育課程（日課表）	日課表イメージ (日課表はイメージであり詳細については今後検討)		
	夜間中学	時間	学びの多様化学校
(8) 入学 転入		15:20~16:00	0校時
		16:05~16:45	1校時
		16:50~17:30	2校時
	HR	17:30~17:40	HR
	休憩	17:40~18:00	休憩
	1校時	18:00~18:40	3校時
	2校時	18:45~19:25	4校時
	3校時	19:30~20:10	
	4校時	20:15~20:55	
	※学びの多様化学校の生徒には、週に2~3回0校時を実施		
(9) 修業年限 在籍年限	・入学転入時期：原則4月		
	・生徒数が上限に達しない場合 夜間中学、学びの多様化学校とも、年度途中の受け入れが可能		
(10) 費用	・入学転入の手順 学校説明会→体験入学→個別面談→書類提出		
	・修業年限 夜間中学・学びの多様化学校ともに3年 ・在籍年限 【夜間中学】6年 【学びの多様化学校】3年		
授業料は無償、教科書は無償で配付			

5 開校までの主な取組

<令和8年度>

- ・教育課程編成 ・校名募集 ・設置条例等の改正
- ・文部科学省へ教育課程の申請（学びの多様化学校）

<令和9年度>

- ・校内規定策定 ・校章決定 ・教科書採択
- ・学校説明会 ・体験授業及び個人面談

<令和10年度>

- ・開校

その他報告 17

令和7年度第3回いじめに関する実態調査について

[資料別途配付]